

平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-12-1)

施策名	芸術文化の振興
施策の概要	優れた文化芸術活動への支援、優れた芸術家の育成、子供の芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。

達成目標 1	我が国の芸術家や芸術団体による文化芸術の創造と発展を図り、優れた文化芸術を次世代に確実に継承する。								
達成目標 1 の設定根拠	「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）の「第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿」にある「目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育」を踏まえ設定。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度		
①日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合	44.9%	50.5%	49.5%	49.9%	51.1%	47.1%	60%	/	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）において、進捗状況を把握するための指標として規定されている。なお、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次方針）」では、「約6割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていたことも踏まえ本目標値を設定。							
	指標の根拠	分母：全国18歳以上の日本国籍を有する者（平成28年2月調査までは20歳以上の者を対象として実施）、分子：日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことか聞いたところ、「すぐれた文化や芸術」を挙げた者の数。							
②新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出	基準	一年度	—					判定	
	進捗状況	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福井敬（音楽：声楽、H2年度研修生、H27芸術選奨文部科学大臣賞） ・狭間美帆（音楽：作・編曲、H23年度研修生、H26出光音楽賞） ・金子富之（美術：日本画、H27年度研修生、H30第7回東山魁夷記念 日経日本画大賞展 入選） ・濱口竜介（映画、H27年度研修生、H30「寝ても覚めても」カンヌ国際映画祭コンペティション部門選出） ・神里雄大（演劇：演出・劇作、H28年度研修生、H30岸田国土戯曲賞） 						
		28年度							
		29年度							
	目標	毎年度	新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。						
目標の設定根拠	「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）の「第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿」において、芸術家等文化芸術を担う者が能力を発揮し、その功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へとつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要であると定められているため。								
施策・指標に関するグラフ・図等									
測定指標①：内閣府「社会意識に関する世論調査」 測定指標②：文化庁調べ									
達成手段 (事業)									

名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化功労者年金の支給に必要な経費 (昭和 26 年度)	851 (851)	879	0341
舞台芸術創造力向上・発信プラン (平成 22 年度)	4,022 (4,022)	4,537	0342
全国高等学校総合文化祭 (昭和 52 年度)	96 (95)	98	0345
新進芸術家等の人材育成 (平成 14 年度)	6,973 (6,805)	6,958	0350
独立行政法人国立美術館運営費 交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	7,537 (7,537)	7,539	0354
独立行政法人国立美術館施設整 備に必要な経費 (平成 13 年度)	2,258 (2,258)	1,810	0355
独立行政法人日本芸術文化振興 会運営費交付金に必要な経費 (平成 15 年度)	10,000 (10,000)	10,089	0356
独立行政法人日本芸術文化振興 会施設整備に必要な経費 (平成 15 年度)	521 (455)	83	0357
文化関係資料のアーカイブの構築に 関する調査研究 (平成 23 年度)	97 (75)	67	0395
日本芸術院会員年金の支給等に必要 な経費 (昭和 16 年度)	310 (284)	342	0353
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立美術館 運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	7,537 の内数 (7,537 の内数)	7,539 の内数	国立美術館は、東京国立近代美術館、 京都国立近代美術館、国立映画アーカ イブ、国立西洋美術館、国立国際美術 館及び国立新美術館を設置し、それぞ れの美術館の理念・目的に基づいた調 査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞 機会の提供としての展示事業や教育普 及・研究事業、美術（映画を含む。） に関する作品その他の資料の収集・保 管・修理等の事業を有機的・体系的に 行う。
独立行政法人国立美術館施設整 備に必要な経費 (平成 13 年度)	2,258 の内数 (2,258 の内数)	1,810 の内数	美術（映画を含む。）に関する作品そ の他の資料を収集し、保管して公衆の 観覧に供するとともに、これに関連す る調査及び研究並びに教育及び普及の 事業等を行うことにより、芸術その 他の文化の向上に寄与するよう、独立行 政法人国立美術館の施設・設備の老朽 化への対応、美術館利用者の安全確保 及び利便性の向上等のための施設整備 を行う。
独立行政法人日本芸術文化振興会 運営費交付金に必要な経費 (平成 15 年度)	10,000 の内数 (10,000 の内 数)	10,089 の内数	国立劇場、国立文楽劇場、国立能楽 堂、新国立劇場、国立劇場おきなわを 設置し、それぞれの施設の理念・目的 に基づき、文化芸術活動に対する援

			助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機的・体系的に行う。
独立行政法人日本芸術文化振興会 施設整備に必要な経費 (平成15年度)	521の内数 (455の内数)	83の内数	我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。
平成29年度事前分析表からの変更点	「文化芸術推進基本計画(第1期)」(平成30年3月6日閣議決定)策定に伴い、目標・指標の見直しを行った。		

達成目標2	我が国のメディア芸術の更なる芸術水準の向上を図るなど、文化芸術のイノベーションを実現するとともに、我が国の文化芸術を国内外に発信し、文化芸術を通じた国家ブランディングへの貢献を図る。								
達成目標2の設定根拠	「文化芸術推進基本計画(第1期)」(平成30年3月6日閣議決定)の「第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿」にある「目標2 創造的で活力のある社会」を踏まえ設定。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度		
①文化経済産業の経済規模(文化GDP)	約8.8兆円	—	—	約8.8兆円	—	—	18兆円		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	目標値の設定根拠	「文化芸術推進基本計画(第1期)」(平成30年3月6日閣議決定)において、進捗状況を把握するための指標として規定されている。また未来投資戦略(2017)においても、「2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。」とされているため。							
	指標の根拠	—							
参考指標	実績値								
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
①劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合	年度ごとの数値	—	12.9%	—	15.9%	17.6%			
	指標の根拠	分母：全国の国公立劇場、音楽堂等の数(回答施設)、分子：施設の多言語化について、「対応している」「一部のみ対応している」と回答した国公立劇場、音楽堂等の数							
施策・指標に関するグラフ・図等									
<ul style="list-style-type: none"> 測定指標①：文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査」 参考指標①：文化庁「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査」 									
達成手段 (事業)									
名称 (開始年度)	平成29年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】			行政事業レビューシート番号				
芸術祭・芸術選奨 (昭和21年度)	318 (304)	291			0343				

日本映画の創造・交流・発信 (平成 15 年度)	789 (670)	799	0346
若手映画作家等の育成 (平成 16 年度)	157 (157)	164	0347
メディア芸術の創造・発信 (平成 9 年度)	861 (786)	863	0348
メディア芸術の人材育成 (平成 22 年度)	232 (231)	240	0349
劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (平成 25 年度)	2,929 (2,864)	2,799	0351
芸術文化の世界への発信と新たな展開 (平成 26 年度)	1,070 (1,005)	1,066	0392
文化芸術創造拠点形成事業 (平成 27 年度)	2,960 (2,809)	3,562	0352
平成 29 年度事前分 析表からの変更点	「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）策定に伴い、目標・指標の見直しを行った。		

達成目標 3	障害者等が生涯を通じて等しく文化芸術活動に触れられる環境を整備するよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化芸術の社会的価値の醸成を図る。							
達成目標 3 の 設定根拠	文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）の「第 2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿」にある「目標 3 心豊かで多様性のある社会」を踏まえ設定。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	21 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	
①地域の文化的環境 に対して満足 する国民の割合	52.1%	—	—	—	53.6%	—	60%	/
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の 設定根拠	「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、進捗状況を把握するための指標として規定されている。なお、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次方針）」では、「約 6 割の国民が地域の文化的環境に満足すると回答することを目指す」とされていたことも踏まえ、本目標値を設定。						
	指標の根拠	分母：全国 18 歳以上の日本国籍を有する者、分子：住んでいる地域での文化的な環境に満足しているか聞いたところ「満足している」とする者の数。						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	21 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	
②文化芸術の鑑賞 活動や創作活動 等を行う国民の 割合	【鑑賞活動 をする者の 割合】 62.8%	—	—	—	59.2%	—	80%	/
	【鑑賞以外 の文化芸術 活動をする 者の割合】 23.7%	—	—	—	28.1%	—	40%	
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の 設定根拠	「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、進捗状況を把握するための指標として規定されている。なお、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、「鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す」とされていたことも踏まえ、本目標値を設定。						

	指標の根拠	分母：全国 18 歳以上の日本国籍を有する者、分子：この 1 年間に文化芸術を直接鑑賞したことはあるか聞いたところ、「鑑賞したことがある」とする者の数。文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことはあるか聞いたところ、「活動したことがある」とする者の数。						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
③子供達が優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「舞台芸術への関心を高めることができた」と回答した学校の割合	92.0%	89.8% (1,425 / 1,587)	89.3% (1,605 / 1,797)	92.9% (1,691 / 1,820)	92.6% (1,646 / 1,778)	94.1% (1,725 / 1,834)	91.7%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	直近 5 年間における実績の平均値						
	指標の根拠	分母：事業実施学校数、分子：「舞台芸術への関心を高めることができた」と回答した学校数						
参考指標		実績値						
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
①高齢者の文化芸術活動の参加割合	年度ごとの数値	【鑑賞活動をする者の割合】 —	—	—	(60～69 歳) 55.7% (70 歳以上) 45.4%	—		
		【鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合】 —	—	—	(60～69 歳) 24.9% (70 歳以上) 31.7%	—		
指標の根拠		分母：全国 18 歳以上の日本国籍を有する者、分子：この 1 年間に文化芸術を直接鑑賞したことはあるか聞いたところ、「鑑賞したことがある」とする者の数。文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことはあるか聞いたところ、「活動したことがある」とする者の数。						
施策・指標に関するグラフ・図等								
<ul style="list-style-type: none"> 測定指標①：内閣府「文化に関する世論調査」（平成 28 年度） 測定指標②：内閣府「文化に関する世論調査」（平成 28 年度） 測定指標③：文化庁調べ 参考指標①：内閣府「文化に関する世論調査」（平成 28 年度） 								
達成手段 (事業)								
名称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号					
文化芸術による子供の育成事業 (新進芸術家等の人材育成の一部) (平成 26 年度)	6,973 (6,805)	6,958	0350					
国民文化祭 (昭和 61 年度)	243 (242)	243	0344					
文化芸術創造拠点形成事業 (平成 27 年度)	2,960 (2,809)	3,562	0352					
劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (平成 25 年度)	2,929 (2,864)	2,799	0351					

舞台芸術創造力向上・発信プラン (平成 22 年度)	4,022 (4,022)	4,537	0342
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の減税措置 (平成 30 年度)	平成 30 年度より、公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物等移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額を 3 分の 1 減額する税制優遇措置を創設。		芸術文化課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）策定に伴い、目標・指標の見直しを行った。		

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額	
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	42,381,014 ほか復興庁一括 計上分 0	40,594,682 ほか復興庁一括 計上分 0	41,371,011 ほか復興庁一括 計上分 0	50,492,402 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	534,591 ほか復興庁一括 計上分 0	805,993 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	△587,961 ほか復興庁一括 計上分 0	△283,031 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合 計	42,327,644 ほか復興庁一括 計上分 0	41,117,644 ほか復興庁一括 計上分 0			
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】	41,486,160 ほか復興庁一括 計上分 0	40,493,848 ほか復興庁一括 計上分 0			
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
—

施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
第 3 期教育振興基	平成 30 年 6 月 15 日	○ 芸術家等の養成、文化芸術振興施策の推進

本計画	閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や研修の成果を還元する機会を提供するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成を支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、子供たちの豊かな感性や想像力を育む。さらに、メディア芸術を支える優れたクリエイターに対し、作品制作や海外のクリエイターとの交流機会の提供等による人材育成を推進する。加えて、文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、将来の文化財の担い手である子供たちが、子供の頃から伝統的な価値に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図る。
未来投資戦略 2018	平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定	<p>①「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済の好循環実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立美術館・博物館等の自己収入の増加を図るとともに、その利益を、「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」（平成 30 年 3 月 30 日総務省通知）に基づき経営努力として認定し、ユニークベニューや多言語化、外国人向けのコンテンツの充実、開館時間の延長や収蔵品の修理等に活用する。 ・ メディア芸術分野などの新たな文化芸術体験活動や地域の美術館などの資源を活用して芸術教育を推進するとともに、障害者の文化芸術活動への支援や地域において障害者が継続的に文化芸術に親しむことができる環境整備等を推進する。 ・ 地域の文化芸術資源を活用し、大規模行事を中心に国際発信拠点の形成を支援するとともに、文化芸術関係者と異業種の事業者の連携を促しつつ、新たな文化の創造につなげる。また、外交上の周年事業や大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会 2019 をはじめとする国際文化交流を通じた日本文化の発信事業等により、国家ブランディングへの貢献を図る。 <p>③コンテンツを軸とした文化産業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館や大学等におけるメディア芸術コンテンツのアーカイブ化への支援やノウハウの共有等によりアーカイブの取組を促進する。また、本年 4 月に設立した「国立映画アーカイブ」を核として、映画フィルムや関連資料の保存・収集・活用、デジタル化等を推進する。 ・ メディア芸術の国内外への発信の強化、先端技術やナイトタイムを活用したエンターテインメントの創出を図る。
経済財政運営と改革の基本方針 2018	平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定	<p>○文化芸術立国</p> <p>「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020 年までを文化政策推進重点期間と位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化 GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカや VR 作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画のロケ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議（ICOM）京都大会 2019 の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。</p> <p>文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。</p>

有識者会議での 指摘事項	—
-----------------	---

主管課（課長名）	文化庁 文化部芸術文化課（江崎 典宏）
関係課（課長名）	大臣官房人事課（池田 貴城）

評価実施予定時期	平成 34 年度
----------	----------